第明治三十五種郵便物認可

平成２５年（フ）第７１９号
北九州市小倉北区貴船町13番25―302号
債務者　中地　寿美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４９号
北九州市若松区山手町１番９―903号
債務者　井上たまみ
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
福岡県中間市中央１丁目８番15号
債務者　永濱　慧一
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目５番10号
債務者　長野　和子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６３号
広島県福山市東町３丁目４番27―510号
債務者　片柳　慶靖
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２７０号
広島県福山市南本庄２丁目４番１―601号
昭栄マンション
債務者　佐々木江美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字山王町４番地12　コーポすとう101号
債務者　今泉　靖子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４０号
青森県弘前市大字山王町４番地12　コーポすとう101号
債務者　中居むつ子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１５７号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本34番地７　花田アパート６号
債務者　常田　　学
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６９号
青森県弘前市大字新寺町55番地34　伊藤アパート３号
債務者　島田　大輔
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２３１号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目58番地　市営住宅Ａ―104
債務者　千坂　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５３２５号
大阪市生野区新今里２丁目10番13号　ハイツ大下３―Ａ
債務者　増田　雄一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３６号
大阪市福島区野田３丁目８番９号
債務者　上原　　崇
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４０号
大阪府寝屋川市寿町37―10　寿ハイツ301号室、住民票上の住所大阪府大東市中楠の里町10番22号　ルネエスタトーレ402号
債務者　金山洙治こと金南洙こと　金山　宗慈
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４１号
大阪府寝屋川市寿町37―10　寿ハイツ301号室、住民票上の住所大阪府大東市中楠の里町10番22号　ルネエスタトーレ402号
債務者　金山令子こと金令子こと　金山　麗子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０８号
大阪市鶴見区放出東３丁目６番２―512号、前住所大阪市鶴見区横堤２丁目17番２号
債務者　三川　朋子（旧姓五條）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０９号
大阪市都島区友渕町３丁目６番18―306号
債務者　槇原　直澄
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部